

○いわき市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成24年12月27日いわき市規則第57号

いわき市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いわき市地域活動支援センターの設備及び運営に関する条例（平成24年いわき市条例第67号。次条において「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(整備等をすべき記録)

第2条 条例第6条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第5条の規定によるサービスの提供の記録
- (2) 条例第17条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (3) 条例第18条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(設備の基準)

第3条 地域活動支援センターは、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準の設備を設けなければならない。

- (1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を行うことができる場所
必要な設備及び備品等を備えること。
- (2) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(職員の配置の基準)

第4条 地域活動支援センターには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。

- (1) 施設長 1
- (2) 指導員 2以上

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。